
徴収猶予制度や換価猶予制度が適用されていない理由 ～ できない理由を言わせたら日本一 ～

投稿: 充さま

ある研修で、徴収の猶予制度や換価猶予制度が適用されていない理由を尋ねたら、その理由に爆笑、失笑、困りもの、うんざりものが山ほどあり、驚いた。

そうした理由には、違法な事実上の分納の擁護論者、事なかれ主義の遵守論者が大勢いる背景を彷彿とさせるものがある。

永年、違法な事実上の分納の擁護論者、事なかれ主義の遵守論者に生まれ、成長した屈強な滞納者達がまじめな徴税吏員を困らせる。

1. 爆笑ものの曰く・・・

担保がないから、担保物の提供が困難だから、徴収猶予や換価猶予ができません。

納税の猶予制度の条文を読んでもらいたい。担保がない場合も納税の猶予はできる。

最初に担保を出してくださいと言って、担保を出す滞納者などまずいない。差押えを梃に納税を強く迫ってこそ、分納の話が出、担保を出すから分納をということになるのである。端的に言えば、担保の提供がなければ、猶予ではなく差押えである。

民間でも同じだ。金を貸してください、担保を出しますからである。金を貸してください、担保はありませんでは、これに対する答えはお帰りくださいのはずだ。

2. 失笑ものの曰く・・・

人手不足で手間が掛けられません。

病気や災害にあった人の権利はどうなるのか？。

滞納整理では、量的滞納整理と質的滞納整理の対応をバランスよく処理しなければならない。事務的には量的滞納整理と質的滞納整理の比は、少なく見て1:10だ。手間のかかる納税の猶予や差押え等の事務処理を重点的に行いながら、量を効率的に減らし、質的な対応を要する事案を絞り出す感じた。

納税の猶予や差押え等の手間が掛かる事案は、手間をかけるからこそ確実に徴収できる。

それを、手間が掛けられませんといったら、分納約束と不履行が繰り返される事実上の分納が増えるばかりで、仕事の山を増やすばかりだ。

3. 困りもの曰く…

事実上の分納は延滞金をしっかりとるから納期内納税者との公平性を失わない。

本当だろうか？そういう建前で、実は延滞金を徴収していないのではないか？

さて、本題に入る。税金は、納期内全額一括納付が大原則である。延滞金をしっかりとるから納期限後に納めてもいいというものではない。こういうことを言うこと自体が、不公平極まりない。

4. うんざりもの曰く…

早期の滞納整理を任務とする立場であり、積極的に適用するには抵抗感がある。

一度納税の猶予制度を適用し始めると、対象者が増大し、滞納者の把握が困難になることが予想される。こんなのがまだまだあり、もう、本当にうんざりした次第である。